

＜別表1＞利用料金について(短期入所療養介護)

2024年8月1日現在

利用料金は、介護保険法に基づき、介護区分、居室、利用内容等で異なります。なお、各種加算については、個々により算定に差があります。介護保険一部負担額及び保険給付外の負担分の合計額を、ご利用に応じて負担いただきます。

法定代理受領サービスに係る利用料1割負担又は2割負担、3割負担。
表記金額は利用者負担割合『2割』の場合です。

(1)介護保険給付分(一部負担額)

○基本料金

* 介護老人保健施設短期入所療養介護費Ⅰ／日

要介護 度	短期入所療養介護費 i	短期入所療養介護費 ii	短期入所療養介護費 iii	短期入所療養介護費 iv
	【基本型】 従来型個室	【在宅強化型】 従来型個室	【基本型】 多床室 (2人・4人部屋)	【在宅強化型】 多床室 (2人・4人部屋)
負担割 合	2割	2割	2割	2割
要介護1	1,506円	1,638円	1,660円	1,804円
要介護2	1,602円	1,786円	1,760円	1,958円
要介護3	1,728円	1,916円	1,888円	2,088円
要介護4	1,836円	2,034円	1,994円	2,204円
要介護5	1,942円	2,148円	2,104円	2,322円

短期入所療養介護費 i ～ iv は、介護老人保健施設サービスにおいてイ、ロいずれかに該当する要件により、それに準じて短期入所療養介護費を算定します

* 介護老人保健施設短期入所療養介護費Ⅰ(短期入所療養介護費 i 及び iii)

イ) 看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること

* 介護老人保健施設短期入所療養介護費Ⅰ(短期入所療養介護費 ii 及び iv)

ロ) 短期入所療養介護費 ii ・ iv についてはイに該当し、a ～ e をすべて満たす場合

- a) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を適切に配置している場合
- b) 算定日が属する月の前6月間の退所者総数のうち、在宅において介護を受けることとなった者の占める割合が50%を超えていること
- c) 退所後30日以内(要介護4又は要介護5である場合は14日以内)に、職員が居宅を訪問し、又は居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、退所者の在宅生活がひと月以上(要介護4又は要介護5である場合は14日以上)、継続する見込みであることを確認し、記録している場合
- d) 30.4を入所者の平均在所日数で除して得た数が0.1以上である場合
(平均入所日数が304日以内)
- e) 算定日が属する月の前3月間における入所者のうち、要介護4又は要介護5である者の占める割合が35%以上であるか、喀痰吸引が実施された者の占める割合が10%以上又は経管栄養が実施された者の占める割合が10%以上である場合

* 特定介護保険施設短期入所療養介護(日帰りショートステイ)

難病を有する中重度者又は末期の悪性腫瘍の利用者に対して、日中のみサービスを利用した場合

3時間以上4時間未満	1,328円／日
4時間以上6時間未満	1,854円／日
6時間以上8時間未満	2,592円／日

○各種加算

* サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 44円／日

介護職のうち介護福祉士を80%以上配置している、または勤続10年以上の介護福祉士を35%以上配置している場合

- * 療養食加算 16円／回(1日につき3回を限度)
 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されている場合
 利用者の病状等に応じて、医師の発行する食事箋に基づき、入所者の年齢、心身状況によって適切な内容の療養食が提供された場合
 (糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風及び特別な場合の検査食)
- * 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ) 102円／日
 - a) 在宅復帰・在宅療養支援等指標が70以上であること
 - b) 地域に貢献する活動を行っていること
 - c) 介護保健施設サービス(Ⅰ)の【在宅強化型】を算定していること
- * 夜勤職員配置加算 48円／日
 午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間の夜勤時間帯に入所者20名ごとに1名の看護または介護職員を配置している場合
- * 緊急短期入所受入加算 180円／日(入所より14日を限度)
 利用者の状態や家族の事情により、介護支援専門員が短期入所療養介護を受けることの必要性を認め、緊急にサービスを利用した場合
- * 総合医学管理加算 550円／日(入所より10日間を限度)
 治療管理を目的とし、投薬、検査、注射、処置などを居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を行った場合
- * 認知症ケア加算 152円／日
 日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の入所者に対して短期入所療養介護サービスを行った場合
- * 若年性認知症入所者受入加算 240円／日(日帰りショートステイの場合は60円／日)
 若年性認知症入所者に対して短期入所療養介護サービスを行った場合
- * 送迎加算 片道につき368円／回
 自宅から事業所又は事業所から自宅へ送迎を行った場合
- * 認知症行動・心理症状緊急対応加算 400円／日(入所日から7日間を限度)
 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に介護保健施設サービスが必要であると判断した者に対して、短期入所療養介護サービスを行った場合
 (日帰りショートステイは対象外)
- * 個別リハビリテーション実施加算 480円／日
 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリを1日に20分以上行った場合
- * 緊急時治療管理
 病状が著しく変化した場合、緊急その他やむを得ない事情により行われる医療行為
 緊急時治療加算 1,036円／日(ひと月に1回連続する3日を限度)
 病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合
 - 緊急時治療管理の対象者
 - ・意識障害又は昏睡
 - ・急性呼吸不全又は慢性呼吸不全の急性増悪
 - ・急性心不全(心筋梗塞を含む)
 - ・ショック
 - ・重篤な代謝障害(肝不全、腎不全、重症糖尿病等)

・その他薬物中毒等で重篤なもの

特定治療 医科診療報酬が定める額

介護老人保健施設においてやむを得ない事情により行われるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療を行った場合

*** 重度療養管理 240円／日(日帰りショートステイの場合は60円／日)**

要介護4又は要介護5であって別に厚生労働大臣が定める状態にあり、当事業所で受け入れ可能な疾患状態にあるものに対して、医学的管理のもと短期入所療養介護を行った場合。

○次のいずれかに該当する状態

- ・ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態
- ・ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態
- ・ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態
- ・ 膀胱または直腸の機能障害の程度が身体障害者障害程度等4級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態
- ・ 胃ろう造設
- ・ 喀痰吸引頻回の方

*** 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) 200円/月**

- ・ 見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること
- ・ 職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取り組みを行って折ること
- ・ 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと

*** 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 基本サービス費に各種加算を加えた金額の3.9%**

介護職員における処遇改善の取り組みを行っている場合に加算されます。

*** 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 基本サービス費に各種加算を加えた金額の2.1%**

現行の介護職員処遇改善加算を取得しており、また新たに職場環境等の取り組みを行っている場合に加算されます。

*** 介護職員等ベースアップ加算 基本サービス費に各種加算を加えた金額の0.8%**

現行の介護職員処遇改善加算を取得しており、介護職員の賃上げ効果を継続している場合に加算されます。

※ 保険料滞納等により償還払いの措置を受けている場合は、利用料として基本料金及び各種加算の合計金額に代えて10割負担分の金額をお支払いいただきます。尚、その際はサービス提供証明書と領収証を発行いたしますので、市町村へ申請していただきますと、保険給付分の費用の払い戻しを受けることができます。

(2) 介護保険給付外

*** 食費**

食費(食材料費・調理費を含む)

- ・ 朝食 450円/食
- ・ 昼食 550円/食
- ・ 間食 100円/食
- ・ 夕食 600円/食
- ・ その他上記食事以外で希望される特別な食事または食品等 実費

*** 居住費**

従来型個室(A・B・C) 1,640円/日

- ・ 個室A(トイレ有・洗面台有・ユニットバス有)

- ・個室B (トイレ有・洗面台有・ユニットバス無)
- ・個室C (トイレ無・洗面台有・ユニットバス無)
- 従来型個室(217号室・218号室) 1,575円/日
- ・トイレ無・洗面台無・風呂無
- 多床室 430円/日
- ・2人部屋
- ・4人部屋

※ 食費・居住費の負担額につきましては、世帯年収が一定額以下の方には市町村へ申請により3段階の軽減措置が設けられております

段階別負担限度額 (1日あたり)

所得段階	食費	居住費	
		従来型個室	多床室 (2人部屋・4人部屋)
第1段階	300円/日	550円/日	0円/日
第2段階	600円/日	550円/日	430円/日
第3段階①	1000円/日	1370円/日	430円/日
第3段階②	1300円/日	1370円/日	430円/日

※詳細につきましては住民登録の各市町村へお問い合わせください。

(3) その他の加算料金(使用又は購入、希望された場合)

* 室料(別途消費税を頂戴いたします)

個室A 組合員 600円(税抜き価格)/日 未組合員 1,100円(税抜き価格)/日

TV有 (BS放送には対応していません)・冷蔵庫有・トイレ有・洗面台有・ユニットバス有

個室B 組合員 400円(税抜き価格)/日 未組合員 900円(税抜き価格)/日

TV有 (BS放送には対応していません)・冷蔵庫無・トイレ有・洗面台有・ユニットバス無

* 文章作成料 実費

・各種診断書及び証明書等は保険適用外となり実費負担となります。

* 日用消耗品費 300円/日(施設で用意するものを使用いただく場合)

シャンプー・リンス・ボディシャンプー・カミソリ・化粧水・ヘアクリーム・乳液・石鹸・清拭
タオル・洗顔タオル・おしぼり・紙コップ・ペーパータオル・ティッシュペーパー等の日用品

* 施設洗濯 200円/回

施設での洗濯・乾燥を希望された場合

※普段、家族洗濯の場合でも、利用者の不注意で汚れた場合、また嘔吐・下痢等による感染症の可能性が高い汚れがある場合、施設で洗濯をさせていただくこともありますので、あらかじめご了承ください。

* 電気製品使用料

電気製品を持ち込まれて使用する場合

2品まで 50円/日

4品まで 100円/日

* 充電式電気製品(小一※数字) 1品につき100円/入所期間 ※数字は個数を示します

携帯電話等の小型の充電式電気製品を使用する場合

* TV貸出料(BS放送には対応していません) 100円/日(電気代含)

施設より貸し出しした場合

※多床室(4人部屋)へは同室の方へ迷惑がかかる場合がございますので、貸出はしていません

* 物品購入費 実費

個人的に物品を購入した場合